

日南市若者U I J ターン促進事業費補助金交付要綱

令和7年7月11日

日南市告示第105号

(趣旨)

第1条 日南市は、若者の市内移住の促進及び地域の人材確保を図るため、宮崎県と共同して行う、日南市若者U I J ターン促進事業において、東京圏（東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県をいう。）、名古屋圏（愛知県、岐阜県及び三重県をいう。）、大阪圏（大阪府、京都府、兵庫県及び奈良県をいう。）又は福岡圏（以下、「三大都市圏等」という。）から日南市に移住した者が、日南市若者U I J ターン促進事業費補助金（以下、「U I J ターン補助金」という。）の交付要件を満たす場合に、予算の範囲内においてU I J ターン補助金を交付することとし、その交付については、宮崎県若者U I J ターン促進事業実施要領（令和7年4月1日定め。以下、県要領という。）、各法令及び日南市補助金等交付規則（平成21年日南市規則第51号）等の定めるところによるほか、この要綱に定めるところによるものとする。

(交付金額)

第2条 U I J ターン補助金の金額は、1人あたり30万円とする。

(交付要件)

第3条 U I J ターン補助金の交付の対象となる者は、県要領第4の1(1)に定める要件を満たす者のうち、県要領第4の1(2)から(5)に掲げるいずれかの要件を満たす者とする。ただし、県要領第4の1(2)3及び同(4)に掲げる人材確保支援策については、県要領別表1又は本要綱別表に定める人材確保支援策に限るものとし、県要領第4の1(2)5③については、日南市内の事業所への就業を対象とするものとする。

(交付申請)

第4条 U I J ターン補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、県要領第4(7)に基づき、U I J ターン補助金交付申請書兼実績報告書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、本市に転入してから1年以内の間に、市長に提出するものとする。（注記1）

注記1：三大都市圏等から日南市に転入し、農林漁業の研修を受講した者については、転入日は当該研修を受講するために三大都市圏等から日南市に住民票を移した日とし、転入後の農林漁業研修期間については、申請期間である1年間の算定に含めない。

- (1) 写真付き本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等提示により本人確認ができる書類）
- (2) 本市に転入する前住所地の住民票の除票の写し。ただし、転居歴があり、除票の写しのみで確認できない場合は戸籍の附票の写しにより確認する。

- (3) U I J ターン補助金の交付申請に関する誓約事項（別記様式第 1 号 別紙 1）
- (4) U I J ターン補助金に係る個人情報取扱いに係る同意書（別記様式第 1 号 別紙 2）
- (5) U I J ターン補助金の振込を希望する預金通帳又はキャッシュカードの写し等（金融機関名・支店名・口座種類・口座番号・店番号・名義人が分かるもの）
- (6) 移住元要件に関する書類
 - ア 三大都市圏等における企業等への通勤者のみ提出が必要な書類
 - （ア）三大都市圏等で勤務していた企業等の就業証明書（別記様式第 2 - 1 号）
 - イ 三大都市圏等に通勤していた法人経営者又は個人事業主のみ提出が必要な書類
 - （ア）開業届出済証明書等（移住元での在勤地を確認できる書類）
 - （イ）個人事業等の納税証明書（移住元での在勤期間を確認できる書類）
- (7) 就職要件に関する書類
 - ア 就業証明書（別記様式第 2 - 2 号）（対象事業所への就業の場合）
 - イ 就業証明書（別記様式第 2 - 3 号）（個人事業所への就業の場合）
 - ウ 支援策活用証明書（別記様式第 2 - 4 号）（個人事業所への就業の場合）
ただし、就業開始を要件とした支援策の場合は、当該支援策の交付決定の写しに替えることができる。
- (8) 起業要件に関する書類
 - ア 起業支援金の交付決定通知書（県要領第 4 の 1（3）1）の場合）
 - イ 起業支援証明書（別記様式第 2 - 5 号）（県要領第 4 の 1（3）2）の場合）
 - ウ 事業計画書（別記様式第 2 - 5 号別紙）（県要領第 4 の 1（3）2）の場合）
- (9) 自営での農林漁業への就業要件に関する書類
 - ア 支援策活用証明書（別記様式第 2 - 4 号）（農林漁業自営就業の場合）
ただし、自営開始を要件とした支援策の場合は、当該支援策の交付決定の写しに替えることができる。
- (10) 事業承継要件に関する書類
 - ア 事業承継支援証明書（別記様式第 2 - 6 号）（事業承継の場合）
 - イ 事業承継の成立を証する書類（契約書、覚書、代表者の変更を証する書類、事業計画書（別記様式第 2 - 6 号別紙）等）（事業承継の場合）
- (11) 農林漁業研修の受講証明書（別記様式第 2 - 7 号）及び修了証書の写し（研修機関より発行がある場合）（農林漁業研修の受講後に申請する者のみ）

（交付決定及び額の確定通知）

第 5 条 市長は、前条の規定による申請があったときには、速やかにその内容を審査し、U I J ターン補助金の交付が適当であると認めるときは U I J ターン補助金交付決定兼確定通知書（別記様式第 3 号）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第 6 条 市長は、前条の規定により U I J ターン補助金の交付決定を行ったときは、交付決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）に対して、申請日の翌日から起算して 3 か月以内又は交付決定年度の末日のいずれか早い期日までに補助金を交付するものとする。

(交付決定兼確定通知書の再交付)

第7条 補助対象者が、紛失等の理由によりU I Jターン補助金交付決定兼確定通知書の再交付を必要とするときは、U I Jターン補助金交付決定兼確定通知書再交付申請書(別記様式第4号)(以下「再交付申請書」という。)を市長に提出するものとする。

(再交付決定及び額の確定通知)

第8条 市長は、前条の再交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかにU I Jターン補助金交付決定兼確定通知書(再交付)(別記様式第5号)を補助対象者に交付するものとする。

(変更等の報告)

第9条 補助対象者は、県要領第4の1に定める要件に該当しなくなったとき、又は県要領第4の2に定めるU I Jターン補助金の返還要件に該当するときは、速やかに変更等報告書(別記様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(報告及び立入調査)

第10条 市長は、日南市若者U I Jターン促進事業の適切な実施等を確保するために必要があると認めるとき、又は宮崎県知事から宮崎県若者U I Jターン促進事業の適切な実施を確保するため必要であると要請を受けたときは、補助対象者に対し、日南市若者U I Jターン促進事業及び宮崎県若者U I Jターン促進事業に関する報告及び立入調査を、宮崎県知事と共同して行うものとする。

(返還請求)

第11条 市長は、U I Jターン補助金の交付を受けた者が県要領第4の2に定める補助金の返還要件に該当すると認めるときは、当該補助金の交付を受けた者に対し、U I Jターン補助金返還請求書(別記様式第7号)により、補助金の全額又は半額の返還を請求するものとする。ただし、雇用企業、就業先の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして市長が認め、宮崎県知事が同意した場合は、この限りではない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、U I Jターン補助金の交付に必要な事項は、市が宮崎県と協議して定める。

附 則

この要綱は、令和7年7月11日から施行し、令和7年4月1日以降に日南市へ転入した者から適用する。

別表

実施主体	人材確保支援策の名称
農政課	農業後継者等育成支援事業